

## 暗黒社会に向かう日本

安倍政権は急速に戦争する国に突き進んでいる。衆院で単独過半数、参院で自公連立で過半数を獲得したために、今臨時国会でも 23 法案のうち 20 法案を次々成立させた。

安倍政権は、憲法を改悪し、国防軍を作ることを目的としているが、その前段階として、憲法の拡大解釈を行い、実質憲法を死文化させる国家安全保障基本法を狙っている。この法案は 2014 年の通常国会に提案する予定であり、集団的自衛権の行使を可能にするだけでなく、自衛隊が海外で無制限に武力行使をすることに道を開くものである。まさに戦争へと突き進んでいる。安倍政権は、その集団的自衛権の行使を準備する日本版 NSC と言われる①国家安全保障会議案と②特定秘密保護法案をセットで、この臨時国会で強行可決した。もともと 2012 年 12 月の衆院選は、1 票の格差が最大 2.43 倍だったので、最高裁は「小選挙区の区割りを違憲状態だ」と判断した。したがって、成立した法案も違憲である。ところが、安倍政権は数を頼りに上記の法案のみならず次々悪法を決めたのである。

主な改悪法

- ① 国家安全保障会議（日本版 NSC）
- ② 特定秘密保護法
- ③ 国家戦略特区法
- ④ 産業競争強化法
- ⑤ 社会保障プログラム法
- ⑥ 「改正」高校無償化法
- ⑦ 生活保護「改正」法
- ⑧ 国土強靱化基本法
- ⑨ 自衛隊法「改正」
- ⑩ 農地バンク設立関連法

③国家戦略特区法では、政府が特区を指定し、その特区内では、海外の企業を呼び込むため雇用、医療、農業などの規制緩和や優遇税制を行い、多国籍企業を支援する。医療面では、外国人の医師も呼び、世界で一番の医療を受けることができる体制を作るとしている。また、教育面では公立学校の民営化が盛り込まれている。その特区は東京、大阪、名古屋などで、これは事実上のミニ TPP（環太平洋パートナーシップ協定）と言われる内容である。世界で一番ビジネスのしやすい環境を作るというが、それは多国籍企業が儲けやすくするものである。次の国会では労働者がいつでも解雇され、無期限に非正規を使うことも目論まれている。

④産業競争力強化法は、企業が新たな分野に進出する時や、企業の税制優遇について、経済産業省が一括して対応するという権限を拡大した。本来ならば、原発事故を起こしたこと

から経産省はその責任を大きく問われるべきだが、逆に、各省庁より権限を特出させた。それは安倍政権が原発再稼働や輸出に踏み出すこととつながっている。

⑤社会保障プログラム法は、70～74歳までの医療費窓口負担を来年度から1割から2割に増やす。その医療費負担増や保険料値上げが行われる。

⑥「改正」高校無償化法は、全生徒対象の制度を変え、来春から年収910万未満の生徒だけに無償化を行うというものである。もともとこの制度は出発当初から、朝鮮高校を無償化から外し、安倍政権では省令を変えて、無償化の対象からも除外した。この改悪では、所得制限を設けて、収入証明の提出条件とするため、対象となる高校生にとって無償化を受けにくくなるものである。

⑦生活保護「改正」法では、生活保護申請を不当に抑制することを合法化するものである。

⑧国土強靱化基本法は、公共事業の適正確保の評価がなされないまま無制限に公共事業が実施されるおそれがあり、自治体の権限や市民参加を後退させるものである。

⑨自衛隊法の改悪では、アルジェリアで日本人が犠牲になったのを理由に、在外邦人の救出を名目に、自衛隊が海外に軍用機を飛ばし、陸上輸送を可能にし、武器使用の基準を拡大することを決めた。

⑩農地バンク法では、農業生産の大規模化など競争力強化を推進する農地管理機構〈農地バンク〉を設立し、飛び地になった田畑を集約・大区画化し、大規模農家や新規参入企業などに貸し出すもので、小規模農家がつぶされて、大規模農家や企業しか生きられなくさせるものである。これらの法はことごとく大企業優遇法であり、戦争への道を邁進するものである。

## 戦争遂行のための日本版NSCと特定秘密保護法

日本版NSCでは、四大臣（首相、官房長官、外務・防衛相）が定期的に会合を開き、外交、安全保障政策の基本を決める仕組みを作る。つまり、戦争体制と治安弾圧の最高司令部ということである。つまり戦争を行うか否かを判断するのはこの日本版NSCなのである。そして、内閣官房にNSCの事務局として、国家安全保障局を設置する。また、内閣情報調査室には、スパイ専門部を作る動きもある。

NSCに情報を集め、秘密保護法で、情報を秘密にし、その情報は公開されることがないというものである。これは、国会の機能をなくし、全閣僚の参加も形骸化させ、首相と側近だけの独裁体制を作って行くものであり、かつての軍部の独走を再現させるものである。

安倍政権がモデルとしているのは、米国の国家安全保障局「NSA」である。このNSAは、巨大な組織で、職員約3万5千人、予算は年間1兆円である。世界中の情報を盗聴や通信傍受、解析、解読を行い、米国の外交、軍事に活用し、米国の世界支配のために利用している。

最近、米中央情報局（CIA）元職員エドワードスノーデンの内部告発により、NSAやCIAが世界各国に約80カ所のスパイ拠点を設け、各国の指導者らの盗聴、通信傍受を繰り返していることが明らかになった。NSAがドイツのメルケル首相の携帯電話を10年間

以上盗聴していたことや世界 35 カ国の首脳も盗聴の対象だったことも明らかになった。国連本部や欧州連合（EU）のコンピューターにも侵入して、情報を得ていた。一般の市民のメールや電話も毎月、数千万の規模で盗聴、傍受していた。

米国のように、日本も情報を収集し、それを外交、軍事に活用するというものである。しかも、その情報を国民に隠し、戦争を遂行していくというのである。

特定秘密保護法案は基本的人権である国民の知る権利を奪うだけでなく、民主主義の根幹を破壊するものである。

① 特定秘密保護法案は、外交、軍事、特定有害活動の防止（スパイ活動の防止）、テロ活動防止の 4 分野において、「安全保障に著しく支障を与える恐れがある情報」を行政の長が「特定秘密」に指定するというものである。その指定はあらゆる分野へ及ぶ可能性がある。「何が秘密、それは秘密」というように国民に知られたくないものを特定秘密にしていくと考えられる。TPP も外交分野で秘密、福島原発事故でも放射線物質の拡散について、情報が隠され、無用な被ばくを強いられた。辺野古基地や自衛隊の問題でも、軍事、防衛で秘密である。しかもその指定が、合法か否かについてチェックする第三者の仕組みがないことを批判され、作るというが、本当にチェック機能があるとは信じられない。

② そしてその情報を漏えいした公務員などに最長 10 年の懲役刑が科せられる。しかも、公務員だけでなく、国会議員、ジャーナリスト、報道機関、研究者、市民運動家などもその対象となり、国民に「見ざる」「言わざる」「聞かざる」になることを強要している。まず、国会議員でさえ、「秘密」を政府の許可がなければ知ることができず、国会の立法権や国政調査権が侵害される。質問することが処罰の対象になるものなのかもわからず、議員活動が制限される。当然、報道関係者も取材や報道活動も委縮させられ、市民の調査活動も同様になる。また、裁判では、裁判官や弁護士は、秘密保護法違反事件では、その「秘密」を知る困難に直面し、適正な裁判ができない。なんで逮捕されたかを聞くこともできなければ、何を弁護したらいいかわからないという事態が起きる。内閣の行政権だけが優位になり、三権分立も崩壊する。

今までは国家公務員法で公務員が秘密を漏えいした時、1 年以下の懲役であり、自衛隊法では、国防秘密を漏らすと 3 年から 5 年の刑である。それよりさらに重罰刑にするというものである。つまり、軍事機密保護を盾に、基本的人権である国民の知る権利、表現、報道の自由を侵害するもので、民主主義の根本を破壊するものである。しかも「共謀」「扇動」「教唆（そそのかすこと）」を独立して処罰するというもので、市民運動家同士、あるいは議員が相談しただけで処罰されるというものである。政府に情報を公開させようとして、情報取得の相談をしただけで「共謀」になり、政府の担当省庁に、知人が在籍しているので、「情報を教えてもらえないか」と声をかけたら、「教唆」と言われる。また、市民団体の集会で、「〇〇に関する情報が政府によって秘密にされているので、皆で情報公開を働きかけましょう」と言えば、「扇動罪」ということになり、正に暗黒社会になるファシズム法である。そして政府は、4 度目の「共謀罪」の提出を狙っている。

③ この秘密保護法は、日本版 NSC と一体であるが、それは戦争への道を進むものである。

米国は、日本版NSCの創設を要請してきたが、それは、米国との軍事機密情報を共有し、世界の津々浦々まで、共同軍事作戦を可能にするためである。そのためには日本で情報がただ漏れすることを防ぐと称して政府は、秘密保護法の制定を急ぎ、戦争体制を作っている。

- ④「ツワネ原則」では、政府の秘密と国民の知る権利を両立するための国際的なガイドラインを決めたものである。今年6月南アフリカの都市、ツワネで採択された。原則の策定には、アムネスティ・インターナショナルやアーティクル19など著名な国際人権団体や、国際法律家連盟、安全保障に関する国際団体等22団体、学術機関、ヨーロッパ人権裁判所、米国なども加わっている。ツワネ原則の第1条と4条では、国家秘密の存在を前提にしているが、誰もが、公的機関の情報にアクセスする権利を有するとしている。権利を制限する場合は、その正当性を政府が証明しなければならないと定めている。また、10条では、政府の人権法、人道法違反の事実や、大量破壊兵器の保有、環境破壊など国民の知る権利を保障する観点から、政府が秘密にしてはならない情報が列挙されている。しかし、秘密保護法では、秘密にしてはならない項目についての規定がないので、権力が決めれば、何でも秘密になってしまうということである。情報は国民の財産でもある。その情報によって、国民が正しく判断し、政治に関与していける。それを奪うことは、憲法で謳う国民主権の根幹を否定するものである。

また、情報公開は世界の流れである。米国でも情報は25年で公開される。ところが、秘密保護法では最高60年となった。誰が生きているだろうか。それも更新され、総理の同意があれば、その情報を廃棄することもできる。廃棄したことも公表されないので、闇から闇に葬り去られることになる。

- ⑤また、特定秘密を扱う者を対象に「適正評価」を行うとしている。対象者が、スパイやテロ活動との関係がないか、犯罪歴や精神疾患、飲酒習慣、経済状態、家族や同居人などを徹底的に調べるというものである。これは公務員だけでなく、業務委託する民間の労働者も対象となり、ますます監視体制が厳しくなるというものである。

#### ⑥宮沢レーン事件

戦時中に北海道帝国大学生だった宮沢弘幸さんが1941年、軍機保護法違反容疑で逮捕された。米国人の英語教師レーン夫妻に「軍の機密を漏らした」とされ、懲役15年の実刑判決が確定した。拷問と過酷な受刑生活で、肺結核になり、敗戦後釈放されたが、27歳の若さで亡くなった。1899年制定の軍機保護法は、軍事上の秘密を探知したり、漏洩したりしたものを処罰する法律で、1937年の改訂で、秘密の範囲が拡大した。詳しい内容が明らかになったのは1990年代になってからで、主な容疑は、樺太を旅した時、偶然見かけた根室の海軍飛行場を、友人のレーン夫妻に話したことだった。戦局の緊迫化とともに、観光でたまたま撮影した軍事施設が映っていた場合でも一般市民が逮捕された。

軍備増強に拍車

米国は、辺野古移設が早く実現することを要求し、安倍政権は沖縄で闘ってきたオール沖縄（＝県外移設、米軍基地を作らせない）をつぶすことに躍起である。すでに自民党の沖縄選出国會議員 5 氏は辺野古移設を容認し、沖縄自民党県連も自民党本部の切り崩しに屈した。しかし、沖縄県民は辺野古移設に反対し、年が明けて始まる名護市長選に断固辺野古移設反対の市長をかちとるために頑張っている。

沖縄だけでなく、日本全土が米軍基地化し、オスプレイの訓練が滋賀県などでも始まった。岩国では、ここ 4、5 年で沖縄の嘉手納基地を上回るアジア最大の米軍基地が誕生する。当初米軍の騒音を緩和するという名目で、沖合に滑走路を 2500 億円かけて作ったが、それは基地を拡大するためのものだった。24 機のオスプレイは米国からまず岩国にやってきて、沖縄に配備された。これからもこのオスプレイは岩国をまず経由して全国各地で訓練することになる。そして、来年の夏、空中給油機 15 機が配備され、2017 年には空母艦載機 60 機がやってくる。また、F35 ステルス戦闘機が配備されることになっている。そして 4000 人の米軍ならびに家族がやってくる予定だ。岩国の米兵は海兵隊で、ジェット戦闘機部隊の攻撃部隊である。米国の中国包囲網戦略の中で、沖縄だけでなく、岩国も基地が拡張、強化されている。

また、青森県つがる市の車力（しゃりき）に 2006 年に米軍の X バンドレーダーが配備されたが、今度は、京都府の京丹後市に X バンドレーダーが設置される。日本で 133 番目の米軍基地になる。もともと米軍基地を新たに作るためには複雑な手続きが必要だが、日米安保で規定されている「基地の共同使用」という名目で、米軍が自衛隊の基地に米軍基地を作り始めている。これは全自衛隊基地に米軍基地を作ることに道を開くものである。青森は航空自衛隊車力分屯基地であり、京丹後市も、航空自衛隊経ヶ岬（きょうがみさき）分屯基地がある。京都府の山田啓二府知事は「国に協力していきたい」と受け入れたが、10 年間にわたる京丹後市に落ちる再編交付金は年 3 億円以上である。X バンドレーダーは、ミサイル防衛の一環であるが、ミサイル防衛は、弾道ミサイルを高性能レーダーで探知・追尾し、強力な新型迎撃ミサイルで撃ち落とすシステムである。今それを新たに配備するのは対中国戦を狙ったものである。

このように自衛隊基地＝米軍基地の体制が日本に敷かれ、自衛隊基地から情報が漏れないように情報を取り締まることを米国は政府に要求し、日本版 NSC や秘密保護法の成立を政府は大急ぎで強行可決したのである。

しかし、自衛隊基地では、暴行、恐喝などが横行し、それによる自衛隊員の自殺が後を絶たない中で、提訴される事件も相次いで起きている。今日でさえ、防衛機密を盾に情報を開示しないが、それがますます強まり、真実が闇に葬られることが一層強まる。

### たちかぜ裁判にみる自衛隊の隠ぺい体質

秘密保護法が決められる中で、自衛隊の内部告発で、告発者の処遇が問題になっているのが、「たちかぜ」裁判である。これは、2004 年 10 月 27 日、21 歳の海上自衛官が都内の電車に飛び込み自殺した事件である。彼は海上自衛艦「たちかぜ」の乗組員で一

等海士だった。遺族（両親）は、この自殺が先輩のいじめによる自殺が原因として、2006年4月横浜地裁に、国と先輩隊員に約1億3千万円の損害賠償を求めて提訴した。2011年一月、一審の判決は、いじめと自殺の因果関係は認め、生前に受けた精神的苦痛の慰謝料として計440万円の支払いを命じたが、自殺を予見することはできないとして、死亡への賠償は認めなかった。そこで遺族は控訴した。

海上自衛隊（以下、海自）の調査の結果は、「風俗とギャンブルによる借金を苦しめた自殺」だとした。ところが、遺書には、先輩隊員による暴行や恐喝が記されており、先輩隊員の名前と共に「紙クズ以下」と書かれていた。両親は海自の調査結果に納得できず、息子の同僚に話を聞いたところ、海自が、自殺直後乗組員190人に対して、いじめの有無を尋ねたアンケート調査を行っていたことを知った。そこで、両親が、2005年の1月、国にアンケートの情報公開を請求した。ところが、国の回答は、「破棄した」というものだった。国の対応に不審を抱いた両親は提訴したが、そのアンケートが明らかになることなく、横浜地裁判決はでた。

その後、海自の中から、この事件の国の指定代理人の一人だった現役自衛官・三等海佐が、「破棄した」と国が言っていたアンケートが「存在する」と内部告発をした。ところがその三佐が、今、懲戒処分の対象にされている。

アンケートが存在することがわかった海佐は、アンケートのコピーはファイルにして法務室に保管した。三佐は、07年に異動で訴訟担当を外された。だが、「心に引っかかっていた」ので、アンケートの存在を証明する文書コピーを持ち出し、自宅に保管していた。08年防衛省の公益通報窓口で資料を隠している海自のことを通報した。だが、翌年の調査結果は、「アンケートを隠した事実はない」だった。11年1月26日、一審判決の30分前に、訴訟担当の首席法務官の部屋を訪ね、「隠している文書は正直に公開すべきではないか」と迫ったが、拒絶された。また、自ら情報公開請求をしたが、ここでもアンケートは「破棄した」というものだった。12年の4月、三佐は「文書が隠されたまま判決が出ていいのか、真実が闇に葬られてしまう」と懸念し、法務官に再度アンケートの存在を明らかにすべきというが、「探してみる」と言われただけで、返事はなかった。そこで、事実を公にすることを決意し、裁判の相手方である原告の岡田主任弁護士に真実を告げた。そして、東京高裁に、「国はアンケートを破棄したというウソの説明をした」とする陳述書を提出した。

この内部告発によって、同年6月21日、杉本正彦海上幕僚長が記者会見し、「破棄されたとしていた文書が存在していた」と発表し、「誤った説明をした」と謝罪した。そして海自は隠し続けていた文書195点を12年9月遺族側に提示せざるを得なくなったのである。

海自は、調査委員会を設置したが、その報告書の発表は「担当者の勘違いだった」というまったくでたらめなものだった。そしてこの報告書が嘘であることを明らかにしたもう一人の内部告発者がいた。

今年 10 月、三佐とは別の現役事務官が書いた陳述書も提出された。それによると、事務官は訴訟の担当だった 12 年 1 月、「破棄された」と聞いていたアンケートの原本を職場で偶然発見した。上司に相談したところ、「破棄するに決まっているでしょう。今更出せるわけがない」と言われた。同年 6 月、三佐が、「アンケートは存在していた」という高裁に出した陳述書から、内部でアンケートの調査が始まった。事務官は調査担当者から「アンケートはもうないんですよ」と聞かれた時、答えに詰まっていると、上司が「はい、ありません」と言った。事務官は別の上司にも相談したがやはり、「捨てる」と指示された。「あれは『ない書類』だ、あつてはならない書類だから」と。翌日上司から「指示した件は、誰にも見られないように隠密裏に実施して下さい」とメールが届いた。しかし、事務官は「破棄できない」と判断したため、原本は残った。

この裁判は内部告発によって、自衛隊の「資料隠し」とその隠ぺい工作が白日の下に曝された点で実に画期的な裁判であるが、その内部告発を許さないためにも特定秘密保護法が出てきたのである。

三佐は、「情報公開のあった文書を隠蔽することは民主主義の根幹にかかわる違法行為のはず。しかし、海自は公益通報のために証拠集めしたことの方が問題だとしている」と訴えている。自分が処分されるかもしれないが、真実が闇に葬られるのをそのまま黙っている訳にはいかないと悩んだ末に告発した。公益通報者保護法があり、本来ならば、内部告発による解雇や不利益処分を禁じているが、海佐は懲戒処分の対象となったのである。これは秘密保護法が決まる前のことであるから、秘密保護法が施行されたら、ますます都合の悪いことは特定秘密に指定することが考えられ、内部告発する者は「保護される」と言いながら、その保証はない。真実の声が消され、告発者が保護されることなく重罰刑に処され、闇から闇に葬られ危険が大である。三佐は、公益通報後は、「閑職」に異動され、陳述書提出後は、上司に「そんなことをするなら海自を辞めろ」と叱責されたと言う。まさに、内部告発は自らの首をかけた闘いである。しかし、「国民に嘘をついてはいけない」という思いで告発したという。「組織が違法行為を認めずに来たことで、私だけでなく自殺した隊員の遺族、隠蔽を支持された隊員ら、大勢の人生がゆがめられてしまった。内部通報者を守らなければ、組織はどんどん劣化していく」と三佐は語っている。真実を語る者が処分されようとしており、まさに日本は暗黒社会に突っ走っているのである。

### 自殺が相次ぐ自衛隊の暴力、恐喝体質

このたちかぜ裁判の一審での経過をみると、日本が益々戦争をする国に進む中で、自衛隊、実際は軍隊の体質がどのようなものかがよく見えてくる。

(1) 若い自衛隊員の自殺は、命を懸けて自衛隊の体質を告発しようとした。

彼は、ホームから飛び込み、自ら命を絶したが、その時、唯一所持していたバックパックに入れられていた一冊のノートに、上官を告発する遺書があった。

自衛隊は、自殺する隊員がいれば、遺族よりも先に自衛隊によって捜索が行われ、自衛隊にとって不都合な真実を隠す、つまり証拠隠滅と疑われることをするのが常である。そして今回も、母親の証言で、遺族より先に息子が借りていた民間アパートに2人組の男性が訪れ、息子の私物と思われるもの持ち出していたということだった。したがって、彼の自殺を探るものは何も残されていなかった。そのようなことになるのを知っていたのか、若い海士は、死ぬ瞬間まで告発のノートを抱きながら命を絶った。まさに命を懸けた告発であった。

その遺書によれば、先輩隊員は、自殺した海士のみならず、殴る、蹴るといった暴力だけにとどまらず、護衛艦内に強力なガスガン（ブリキ缶を突き破る威力がある）を持ち込み、「サバイバルゲーム」と称して、無抵抗な若い自衛官を撃ちまくっていた。そして恐喝、莫大な借金の押しつけが行われ、若い自衛官には毎日が地獄だった。

自衛隊員の自殺は、過去10年間で、50人から100人前後に推移しており、自衛隊員の自殺者が実に多い。これは自衛隊員の置かれている過酷な状況が自殺を生み出していることを示すものである。

安倍政権が、国防軍を作ろうとしているが、憲法が改悪され、徴兵制度が敷かれて行けば、もっと過酷な状況が生まれてくることが予想される。しかし、それが秘密保護法の下では、全て闇に葬り去られていくであろう。

## (2) 国・自衛隊は防衛機密の下、情報公開を拒否

自殺した自衛隊員の告発で、自衛隊内の恒常的ないじめの実態が浮かび上がってきたが、自殺した海士だけでなく、他の多数の被害者がいることも判明した。

ところが、国は、本件の真相を知るために必要不可欠な書類を、防衛機密であるなどの理由から開示を拒否してきた。しかし、弁護士団が、情報公開請求、証拠保全申し立てなどの手続きを行ったが、国は、全く開示されないか、読むこともできないほどに黒塗りされたものを出してきた。そこで、「文書提出命令の申し立て」を行った結果、1年間の審理の中でようやく認められた。国が防衛秘密を盾に取っていた中で、これも画期的なことだった。

つまり、これからは秘密保護法が決められたので、この司法の独立性もまた脅かされる。「秘密」の名の下、「文書提出命令」さえできなくなることになる。

## (3) いじめの実態を認めない上官

自殺した自衛隊隊員が所属していた分隊の前任海曹と班長が証人にたったが、前任海曹は、事件が起きる半年前から加害隊員がいじめの凶器となったガスガンや電動ガンなどを護衛艦の戦闘指揮所という最重要機密区画に置かれていたことを認識していた。注意しても、銃はそのまま置かれ、それを放任していた。やりたい放題にさせていたのである。艦の責任者は、暴行を知りながら、何の対策も取らなかった。

また、自殺隊員と生活・仕事を共にしていた班長は、暴行などのいじめがあったこと自体知らないと完全に否認した。



(4) 同僚の発言で、真実が明らかになる

遺書が存在し、いじめを行った先輩の名前まで記していたことに加え、同僚の真実の証言もまた一審の判決を勝利にもたらしたものである。他の自殺した隊員の遺族は、自分の息子の時もこうして同僚が語ってくれたらどんなによかったことかと語っている。

自殺隊員と一緒に過ごしていた友人の元自衛隊隊員2名と、現役自衛官の1名であった。友人は、自殺隊員が自殺の前日、一緒に居酒屋で話をしてしたが、温厚な彼が、「自殺をする」と言い、その場で遺書を書き始め、「許せない人間の名前を書いて死ぬ」と言ってきかなかったという。自分がその時遺書を取りあげてやめさせたという。また、自殺隊員や後輩隊員に加害隊員が日常的に暴行、私的制裁を加えていたことも証言した。また、もう一人の元隊員も、自殺隊員の親友で、加害隊員によっていじめを受け、これをとても苦痛に思い、打ち明けていたことを証言した。また、現役自衛官は、自殺隊員と同じく被害に遭っていた。加害隊員に、「パンチパーマにしてこい」と言われたが、していなかったために、ガスガンに至近距離から50発程度撃たれ、泣きながらうずくまっていた事件があった。これは、班長や他の隊員の前で行われていたもので、それを証言した。また、加害隊員は、月額10数万円の返済を街金業者に返済しており、その返済金を作るために、被害者を含む後輩自衛隊員に、自分でコピーしただけのわいせつ画像が記録されたCDRを数万円で売り付けていた。その恐喝に用いられていたアダルトビデオ数百枚が、通信室内に置かれていて、その部屋はサバイバルナイフの製造にも使われていた。

これらの証言で、護衛艦「たちかぜ」内で、日常的に暴力と恐喝が行われていることが明らかになった。しかし、秘密保護法では、このような事実を発言することさえ、処罰の対象になる可能性があり、物言えない社会になる。

(5) 加害隊員でさえ先輩隊員の借金の肩代わりをさせられていた

この加害隊員は、自殺隊員の刑事事件で、2005年1月、懲役2年6ヶ月、執行猶予4年になっている。彼は、後輩隊員の顔面をたたき、頸椎付近の首筋にチョップを入れ、膝にキックを加え、大外刈りで投げ倒した後、倒れたところに腹を3回けた事実や、後輩隊員をガスガンで50発撃ち続けたことを認めたが、それぞれの暴行については、明確に覚えていないという。つまり、あまりにも日常的になのでいちいち覚えていないということである。

彼は、4500億円の負債を抱えており、自己破産をしていた。キャバクラ通いの未払いの借金が生まれ、それを自殺隊員や後輩から金銭を巻き上げては返済し、また自分の小遣いにしていたことも判明した。国は、自殺隊員は、遊行のために借金をしたというが、加害隊員と配属が同じくなる前には、借財はなかったことも判明した。

また、加害隊員も、先輩隊員に名義貸しを求められ、仕方なく応じて、約70万円の金銭的被害を受けていたことを明らかにした。自衛隊内では、先輩が後輩を食い物

にする構図が浮かび上がり、叩けば叩くほど、埃が出てくる。だからまた、加害隊員にやりたい放題のことをさせていたのである。秘密保護法は、その膿を全く隠すということである。

#### (6) 「たちかぜ」艦長と艦長の次の高位である砲雷長の食い違い

艦長は隊員が自殺した翌日、警務隊（警察に相当する自衛隊内の組織）の隊長に連絡し、「加害隊員が、後輩隊員に向けてエアガンを撃ったり、アダルトビデオを売りつけたりしていた」事実を話し、調査を依頼した。また隊員の自殺から9日後に、「乗員に対する事情聴取の結果、加害隊員の暴行、恐喝まがいの行為が確認された」と護衛艦隊司令官に報告している。艦長がこういう報告をしているのは、加害隊員の犯罪行為を調査した者から聞いているからだ、それが誰かは記憶にないという。部下の砲雷長は、艦長に命じられて、「たちかぜ」艦内の乗員の事情聴取を行った唯一の人物であるが、砲雷長は艦長より先に証言台に立ち、乗員を調べた結果、自殺隊員が風俗とギャンブルに明け暮れ、借金まみれになった末に自殺したと証言した。するとこの艦長は唯一事情調査した砲雷長から聞いたと思われるが、話が食い違ってくるので、誰から聞いたのかについて、記憶にないと繰り返したのである。国は、この艦長の証言が重要な問題となるので、今勤務している場所から、2時間以内に帰隊できる場所でなければ証人尋問はできないとした。そこで札幌地方裁判所小樽支部で行われ、それも非公開の手続きで実施されたという。この証言で、艦内の監督体制は不十分であることと、国が主張していた自殺隊員の風俗・ギャンブルによる借金苦というのは破たんしたことをよく示している。

#### (7) 自殺隊員の父親の死去

祖父は、軍隊というものの危険性を指摘し、孫が自衛隊に入ることに反対していたが、父親は規律ある生活が自衛隊にはあると、息子を自衛隊に入ることを勧めた。その悔いが、父親を苦しめた。また国が息子の私生活についての誹謗中傷を繰り返す中で、神経をすり減らした。そして2009年、3月、57歳の若さでこの世を去った。それ以降は母親が弁論に立ち、頑張っている。以下は父親の一審における2006年の証言である。

「護衛艦『たちかぜ』のなかで息子が絶えていただろう苦しみに、なぜもっと早く気がつかなかったのか、自衛隊を辞めさせなかったのか、やりきれない思いで毎日仏前に手を合わせています。今、私は、自衛隊に対する信頼をすべて失っています。息子の護衛艦『たちかぜ』10ヶ月間の情報を自衛隊は開示しようとしません。このまま息子の存在を消し去るつもりなのではないでしょうか。毎年多くの、約100人近い隊員が自殺していることを知り、愕然としました。国民のためにあるべき自衛隊は、仲間の尊い命さえ守れないで、国民の何をどう守るのでしょうか。私が自衛隊を勧めたために、息子はわずか21年6ヶ月の人生に幕を引きました。その後悔の念でいっぱいです。このような悲劇は私たちの事件でもうたくさんです。自衛隊員一人一人の尊い命を軽んじるなど言いたい。自衛隊がそれに気付いているのに、何もできないでいる。この根深い悪しき体質を、

全ての自衛隊員のためにも改善することが必要だと思います。私は息子の思いも込めて、この裁判を起こしました。この思いを、裁判所にもぜひわかっていただきたいと思いません。」

#### (8) 戦争に国民を駆り出す愛国心教育を打ち出す安倍政権

全国各地で、自衛艦の人権を守る裁判が行われているが、年間 100 名に近い自殺者からしたら、訴えが多いとは言えない。それだけ、今でも闇に葬られているということであるといえる。秘密保護法が実施されていくとそれはもっとひどくなると予想される。若者は職がなく、国家公務員である自衛隊は生活が保証される。だから、自動的に自衛隊に入隊する若者は多くなるが、その若者を待ち受けているのは、暴力・恐喝、隠蔽の体質である。それに対して、真実の声を上げる者、内部を告発する者が処分されることになる。そしてファシズム社会は完成していく。かつて、特攻隊や人間魚雷など、若者が侵略戦争に駆り出されたが、再びそのような危険な道が敷かれようとしている。人間の尊厳、民主主義が著しく損なわれるのが軍隊である。そして国防軍が作られた時は、戦争に行かない人間は処刑の対象になるのである。

安倍政権は、戦争する国にするために矢継ぎ早に、外交安全保障政策の指針である「国家安全保障戦略」や国防の基本的指針である「防衛大綱」を打ち出している。

それによると、武器輸出三原則の基準緩和が盛り込まれ、武器輸出を原則可能にする新基準を策定する。これは米国と同様、死の商人として世界を股に軍需産業で儲けようとする大企業を支えるものである。また、自衛隊の海外派兵を拡大する「積極的平和主義」を掲げ、今までの専守防衛から、集団的自衛権行使容認へ進んでいく事になる。自衛隊で、オスプレイ 17 機、水陸両用車 52 両、無人偵察機 3 機を整備する予定で、防衛費も増額される。更に、「愛国心」の表現も盛り込まれ、国民を戦争に駆り出す教育も格段に進められることになる。

#### 愛国心なしの教科書は不合格

11 月 15 日、下村文科相は「愛国心を育む」などとした教育の趣旨を徹底するための「教科書改革実行プラン」を発表した。教科書検定基準を改定して、2014 年度中学校教科書の検定から実施する方針を明らかにした。教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合を検定不合格要件として明記する等である。戦時中や、戦前の日本に対する「自虐史観」を排除しようとするもので、検定基準を改悪し、「国定教科書」作りをめざすものである。

問題は、日本の侵略戦争に対する表記である。検定基準の「近隣諸国条項」は、近現代史の歴史について、日本と近隣アジア諸国との関係について国際理解と国際協調を深める立場で書くことを求める条項である。しかし、検定基準改定案は、この近隣諸国条項を骨抜きにするものである。

自民党は「近隣諸国条項を見直す」と主張してきた。しかし、82年に文部省が教科書検定で日本の侵略戦争・加害の事実をわい曲していることがアジア諸国で問題になり、中国・韓国をはじめアジア諸国から抗議された。当時、宮沢喜一官房長官は、「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分耳を傾け、政府の責任において是正する」という談話（「宮沢談話」）をだし、外交問題を解決した。そして、この談話に基づいて定められた検定基準が近隣諸国条項である。この近隣諸国条項は日本政府のアジア諸国への国際公約であり、日本国民への公約でもあるといえる。

ところが、安倍政権は、この近隣諸国条項の見直しを行えば、アジア諸国、とりわけ韓国・中国からの批判があるので、これを骨抜きにしようとしているのである。

自民党は、衆議院選挙・参議院選挙の公約で、「多くの教科書が自虐史観で偏向している」と主張している。具体的には、南京大虐殺（南京事件）や日本軍「慰安婦」、強制連行、植民地支配など日中15年戦争などである。今回、南京事件について、「なかった」というのも少数説として存在するから両論併記で書け、という。さらに、新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）の自由社版教科書や日本教育再生機構・「教科書改善の会」の育鵬社版教科書、日本会議の『最新日本史』などは、検定申請時に「南京事件はなかった」ということを書いて、検定で修正させられたが、今後はその記述を認めるというものである。これは歴史の歪曲であり、近隣条項違反である。

また、「尖閣諸島は領土問題ではない」など政府見解を書かせることも狙っている。そして、教科書に愛国心を書かせることを求め、教科書を統制し、国定教科書化するものである。戦前に回帰する教科書検定化に断固反対するものである。

## 米国との企業活動、軍事行動のためのグローバル教育推進

安倍政権が国家戦略特区における規制緩和の一つに、公立学校運営の民間委託を求める「公設民営学校の設置」を検討することを正式に決定した。この国家戦略特区と言うのは、安倍政権は、「世界で一番ビジネスをしやすい環境を作る」というが、それは多国籍企業が儲けやすくすることで、ミニTPPを特区に作るということである。外国企業を誘致するためには、企業に勤める外国人やその家族にとっても住みやすい環境を整備する必要があり、教育環境整備もその一つであるとしている。外国人が通う学校として「インターナショナル・スクール」があるが、これは二つの問題がある。一つは、費用が高いことである。日本の学習指導要領に沿った教育を行っている訳でないので、「各種学校」で、私学助成がない。そのため、年間200万円の学費がかかり、生徒の授業料が日本の公立学校や私立学校より高い。また、各種学校の設置には、施設を学校が所有しなくてはならない規則がある都道府県もある。都心では設備維持費に費用がかかるので、収容人数の少ないインターナショナル・スクールが多い。

安倍政権は、日本人のための教育機関としてもそれを使おうとしている。政府は、教育再生の目標として、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を行うとし、

2018年までに国際バカロレア認定校を200校に増加させるとしている。国際バカロレア校は、国際的に認められる大学入学資格を与えるもので、授業を英語で行うなど、世界標準のカリキュラムが組まれる。日本では国際バカロレア認定校として玉川学園などの私立高校は、国際バカロレア機構が定める教育課程と日本の学習指導要綱の両方を取り入れているので、卒業時に日本の高校卒業資格を持つことができるようになっている。しかし、グローバル教育を行う教員人材を確保することは現在の公立学校では難しいので、民間に学校運営を委託するというのである。大阪市ではいち早く名乗り出ている。

大阪市の橋下市長や、府の松井知事は、公立学校を閉鎖して、私立学校にしてしまうと公言している。公立学校は、子どもたちが公平に義務教育を受けるための学校で、閉鎖することは、子どもの教育権を奪うことである。また、それは金のあるものでないと高等教育を受けられなくなることも進む。まず中高一貫校が、その公設民営学校の対象とされることが考えられる可能性がある。

この公設民営学校は経営がうまくいくといいが、民営というのは、経営が成り立たなければ、すぐ撤退し、学校が廃校になることも考えられる。生徒の学習権を尊重することより儲け第一で、利潤に合わないものは、どんどん切り捨てる。米国のチャータースクールではそんなことが起きている。

また、安倍政権は、英語教育についても、11年度から、小5、6年で週1回の外国語活動が必修化されたが、小学校の英語教育の開始時期を現行の5年生から、3年生に引き下げ、5年生から正式な教科にする方針を決めた。現行では週1回の授業を、3、4年生で週1~2回、5、6年生で週3回に増やすという。これを2020年度をめどに全面实施する予定だという。グローバルな人材養成とは、米国と一緒に企業の活動をするとともに、兵器の開発であれ、軍事行動であれ、意思疎通ができる人材を早急に作る必要に迫られたからである。これもまた、米軍と一緒に世界で行動する国防軍の一環として考えられたものである。数々の悪法は大企業の儲けのためと、戦争する国に邁進し、教育においては、一部のエリートを養成するため、教育体制を根こそぎ変えようとしている。そしてテスト主義で、子どもを分断しているのである。

そのような差別教育では働く者の連帯も生まれず、人民同士がいがみ合い、殺し合う事件が後を絶たない。安倍政権に自民党単独あるいは連立政権で過半数を許し、悪法を次々決めさせられたが、我々国民が起ちあがらない限り、安倍政権を覆すことはできない。国民の団結だけが理不尽な闇を切り拓く。その団結を構築していく事が今緊急の課題である。